

控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）において交付する控除対象特定非営利活動法人指定支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 控除対象特定非営利活動法人とは、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続き等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）に基づき鳥取県が指定する法人をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定を受けようとする特定非営利活動法人の支援を行うことにより、地域の中核となり、持続的に活動する質の高い特定非営利活動法人の育成を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 センターは、前条の目的の達成に資するため、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の申出を行う別表の第1欄に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に係る収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（千円未満の端数は切り捨てた額とし、150,000円を限度とする。）以下とする。

3 なお、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に務めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、別に定める日までに行われなければならない。

2 本補助金の交付申請をする者は、様式第1号による交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 補助事業に係る収支予算書（様式第3号）

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(調査)

第6条 センターは交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容について申請者から聞き取り及び現地調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとし、県への意見照会を行った上で交付決定するものとする。(センターの休日の日数は参入しない。)

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要する変更)

第8条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は本補助金の増額を伴う変更をしようとするときは、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする補助事業者は、様式第5号による変更承認申請書を、センターに提出しなければならない。

4 変更等の承認は、変更承認申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、鳥取県へ控除対象特定非営利活動法人の指定の申出の手続きを行ったあと、申出を行ったことを証明する書類(県の受付印が押印してあるものを含む)の写しを交付決定を受けた年度の2月末日までにセンターに提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、様式第6号による実績報告書を次に掲げる日のうちいずれか早い日までにセンターに提出しなければならない。

(1) 補助事業がすべて完了または補助事業を中止もしくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 交付決定を受けた年度の2月末日

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第7号及び様式第8号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申出により仕入控除税額が確定した場合において、その額が、実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第9号により速やかにセンター理事長に報告し、センター理事長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額をセンターに返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 センターは、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必

要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（概算払）

第 12 条 センターは、概算払により補助金の支払をするときは、あらかじめその旨を補助事業者へ通知するものとする。

（雑則）

第 13 条 この要綱が定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

1 事業実施主体	2 補助対象経費
鳥取県内に事務所を有する特定非営利活動法人	補助事業を実施するために必要な以下の経費 ・士業（司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士）への相談にかかる経費（委託料・相談料・旅費） ・鳥取県又はセンターへの相談にかかる旅費 ・会議費（食糧費は除く） ・消耗品費（参考書、文房具等。ただしソフトウェアの購入は除く。） ・アルバイトにかかる賃金 なお、業務の一部又はすべてを第三者に委託する場合は、県内事業者へ発注したものに限る。ただし、県内事業者に対応できるものがないなど止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではない。